介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領(多摩市)

平成16年3月10日

改正 平成22年4月27日

改正 平成25年4月1日

改正 平成26年10月1日

改正 平成27年10月1日

改正 平成28年6月1日

改正 平成30年7月19日

(通則)

第1条

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年東京都条例第111号)第39条(第41条の 3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第145条、第167 条、第180条、第180条の3、第187条、第203条、第215条、第236条、第2 47条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。)及び第110 条の2(第114条及び第134条において準用する場合を含む)、「多摩市指定地域密着型サ 一ビス基準条例」(平成28年多摩市条例第19号)第40条、第76条(第59条、第78条 の3、第96条、第109、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条 及び第229条において準用する場合を含む。)、「多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営の基準に関する条例(平成30年多摩市条例第14号)」第30条(第33条において準用 する場合も含む)、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」(平 成24年東京都条例第41号)第38条(第52条において準用する場合を含む)、「東京都介 護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」(平成24年東京都条例 第42号)第38条(第53条において準用する場合を含む)、「東京都指定介護療養型医療施 設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年東京都条例第98号)第36条(第 51条において準用する場合を含む)、「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する 条例」(平成24年東京都条例第39号)第27条、「東京都経費老人ホームの設備及び運営の 基準に関する条例」(平成24年東京都条例第114号)第3条、「東京都介護医療院の人員、 施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」(平成30年東京都条例第51号)第38条(第 53条において準用する場合も含む)、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関 する条例」(平成24年東京都条例第112号)第54条の9第62条、第74条、第84条、 第93条、第123条、第142条、第159条、第164条の3、第171条、第181条、 第196条、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用 する場合を含む。)、「多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準条例」(平成28年多摩市条 例第20号)第37条(第64条及び第85条において準用する場合を含む。)、並びに「指定 介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号)第26条(第32条におい て準用する場合を含む。)の規定による事故が発生した場合の保険者への報告は、この要領の定 めるところによるものとする。

(目的)

第2条

本要領は、介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス(以下「介護サービス等」という。)の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から多摩市介護保険課へ報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第3条

報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い 発生した事故(送迎中、通院中の事故を含む。)とし、原則、以下のとおりとする。

- ー 原因等が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 身体不自由又は認知症等に起因するもの
 - 例) 転倒、徘徊による行方不明等
 - (2) 施設の設備等に起因するもの
 - 例) 器物の落下等
 - (3) 感染症、食中毒又は疥癬の発生

感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に 定めるもののうち、次のものをいう。

- (ア) 1~5類の感染症(ただし、5類の定点把握を除く。)
- (イ) 新型インフルエンザ等感染症
- (ウ)(ア)に相当する指定感染症
- (工) 新感染症
- (4) 地震等の自然災害、火災又は交通事故
- (5) 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合。
 - 例) 職員による利用者の金品着服、利用者同士のトラブル、自殺、外部者の犯 罪等
- (6) 原因を特定できない場合
- 二 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合(保険者がそのおそれがあると判断 した場合を含む。)
 - (1) 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害(誤与薬を含む。)を受けた場合
 - (2) 利用者が経済的損失を受けた場合
 - (3) 利用者が加害者となった場合
 - (4) その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとすることができる。
 - 一 比較的軽易なけがの場合
 - 二 老衰等により死亡した場合
- 3 前2項にかかわらず、多摩市より報告を求められた場合は報告を要するものとする。

(報告事項)

第4条

報告事項は、次のとおりとする。

- 一 報告日
- 二 事業所名称、所在地、代表者名、電話番号
- 三 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、性別、要介護度、電話番号、サービスの提供開始または入所年月日、保険者名
- 四 事故の概要及び発生時の状況
 - (1) 発生日時
 - (2) 発生場所
 - (3) 事故の種別
 - (4) 事故の内容(原因、経緯、被害状況等)
 - (5) 対処の仕方
 - (6) 利用医療機関(医療機関名、住所、電話番号等)
 - (7) 治療の概要
 - (8) 連絡済の関係機関((区市町村、保健所、警察、消防署、東京都等)

五 事故後の状況

- (1) 利用者の状況(病状、入院の有無、その他利用者の状況及び家族への報告・説明 の内容)
- (2) 損害賠償等の状況
- (3) 再発防止への取り組み
- (4) その他 (関係資料等)
- 2 報告は、「介護保険事業者 事故報告書」により行う。ただし、途中経過の報告については、 これによらないこともできる。

(報告の対象)

第5条

報告する事故は、事故当事者である介護サービス等利用者が、多摩市の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が多摩市内の場合とする。

(報告の手順)

第6条

事故の報告は、概ね次の手順によるものとする。

一 第一報

- (1) 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、第4 条第1項第1号から第4号までの内容について、事故報告書により多摩市介護保険 課に報告する。また、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行うものとする。
- (2) 緊急性の高いものは、電話等により仮報告を行い、その後速やかに報告書を提出 するものとする。

二 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で 第4条第1項第5号の内容を含む最終報告を事故報告書により行う。ただし、第一報の時 点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報告とすることができる。この 場合、第4条第1項第5号の内容についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

(市における対応)

第7条

多摩市は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。

- 2 対応する事故は、事故当事者が多摩市の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じて、他の区市町村の被保険者にかかる事故についても、当該区市町村と連携し対応するものとする。
- 3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の 区市町村と連携を図るものとする。